

高齢者向けの町独自のサービス等のご案内

高齢者の方やそのご家族が安心して在宅生活を送れるよう、町や社会福祉協議会、町内の事業所が実施している様々な生活支援に関するサービス等の情報を掲載しています。**①～⑦の各サービスを利用する場合は、記載している申込先で手続きが必要となりますので、お問合せ下さい。問合せ先の情報はP10に掲載しています。**

①要介護・要支援認定を受けている方が利用できるサービス（P2～4）

- ・配食サービスの助成
- ・タクシー利用の助成
- ・移送サービスの助成
- ・軽度生活支援の助成
- ・寝具洗濯乾燥委託の助成
- ・住宅改修費補助
- ・日常生活用具の貸与
- ・緊急通報福祉電話などの貸与
- ・医療費助成制度

②介護者の方が利用できるサービス（P4）

- ・家族介護用品購入の助成

③認知症の方への支援（P4～6）

- ・位置情報検索システム（GPS）利用補助
- ・おかえりネット
- ・認知症高齢者等個人賠償責任保険
- ・認知症初期集中支援チームによる支援
- ・オレンジカフェ

④要介護・要支援認定者以外で援助が必要な方が利用できるサービス（P6～7）

- ・ホームヘルプサービス
- ・短期入所生活介護サービス

⑤社会福祉協議会が実施しているサービス（P7～8）

- ・大掃除サービス
- ・福祉車両貸出サービス
- ・通院送迎サービス

⑥町内のお店が実施しているサービス（P8）

- ・食品、日用品の配達サービス
- ・その他の配達

⑦シルバー人材センターが実施しているサービス（P9）

⑧成年後見制度の相談について（P9）

⑨高齢者の総合相談窓口について（P9）

⑩問合せ先情報（P10）



豊山町マスコットキャラクター
ちくうじん
地空人くん

① 要介護・要支援認定を受けている方が利用できるサービス



配食サービスの助成

内 容	町に登録している配食サービス業者が、自宅にお弁当を配達します。 配食サービスの利用に係る費用を助成します。
対 象 者	要介護・要支援認定者などで、本人または同居人によって食事の調理が困難な方
助 成 額	1食あたり140円
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> 要介護1～5の方は、保険課介護グループ 申請書の他に指定配食事業者と取り交わした契約書の写しを添付して申請してください。 要支援1・2、事業対象者の方は、地域包括支援センターあおぞら

タクシー利用の助成

内 容	通院、買い物などに利用するためのタクシー料金を助成します。
対 象 者	要介護・要支援認定者（障がい者等福祉タクシー利用券の受給者を除く）
助成内容	初乗り運賃と迎車料金を助成するタクシー利用券を月あたり2枚交付（1回の乗車につき、1枚のみ使用）。リフト付きタクシーは対象外です。
問合せ先	保険課介護グループ

移送サービスの助成

内 容	通院、買い物などに利用するためのリフト付き車両やストレッチャー装着ワゴン車などの利用料金を助成します。 ※業者との日程調整が必要なため、1週間前までに申請してください。
対 象 者	要介護・要支援認定者
利 用 料	委託費用のうち負担割合証に記載の割合を負担（事業所に直接払い）
助成限度額	1回あたり14,400円
利用回数	年1回
問合せ先	保険課介護グループ

軽度生活支援の助成

内 容	外出・散歩などの付き添い、食材の買い物、寝具類の日干し、庭の手入れや室内外の軽微な修繕などを行った場合の費用を助成します。 ※業者との日程調整が必要なため、1週間前までに申請してください。
対 象 者	要介護・要支援認定者
利 用 料	委託費用のうち負担割合証に記載の割合を負担（事業所に直接払い）
問合せ先	保険課介護グループ

寝具洗濯乾燥委託の助成

内 容	敷布団・掛布団・毛布などの洗濯・乾燥・消毒を業者に委託した場合の費用を助成します。
対 象 者	要介護・要支援認定者
利 用 料	委託費用のうち負担割合証に記載の割合を負担（事業所に直接払い）
利用料の上限額	1回あたり7,000円
利用回数	年2回
問合せ先	保険課介護グループ

住宅改修費補助（上限超過分）

内 容	対象者の自宅に手すりやスロープを設置するなど、住宅改修に係る費用を補助します。
対 象 者	要介護・要支援認定者
補 助 額	介護保険制度の限度額（20万円）を上回った費用の2分の1
補助限度額	非課税世帯300,000円、課税世帯100,000円
補助回数	原則1人1回（例外：転居） ※上記の対象となる方は、町より建築士等で編成されたリフォームヘルパーチームを派遣し、住宅改修の内容について確認させていただきます。
問合せ先	保険課介護グループ

日常生活用具の貸与

内 容	対象者の自宅で使用するガス漏れ警報器や電磁調理器を貸与します。
対 象 者	住民税非課税世帯の一人暮らしの要介護・要支援認定者など
利 用 料	無料
問合せ先	保険課介護グループ

緊急通報福祉電話などの貸与

内 容	自宅で使用する緊急通報用の福祉電話器や携帯用無線発信機（ペンダント）や、火災報知機を貸与します。
対 象 者	一人暮らしの要介護・要支援認定者など
利 用 料	基本料金は無料、通話料金は自己負担 ※住民税課税世帯・生活保護世帯は、基本料金を対象者が負担
緊急通報利用の注意点	利用に当たっては利用者宅の状況確認ができる協力員を概ね3名（親族・近所の方・民生委員など）を申請時に報告して下さい。借家の場合は大家さんの設置承諾書が必要です。
問合せ先	保険課介護グループ

医療費助成制度

内 容	医療保険における医療費の自己負担額全額を助成します。
対 象 者	住民税非課税世帯で、常時寝たきり状態又は中度以上の認知症の状態であって、生活介護を受けている期間が3ヵ月以上継続している方
問合せ先	保険課国民健康保険・医療グループ ☎0568-28-0917

②介護者の方が利用できるサービス

家族介護用品購入の助成

内 容	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤など、介護用品の購入費を助成します。
対 象 者	在宅の要介護・要支援認定者を常時介護している豊山町の在住の方
問合せ先	保険課介護グループ

【 助 成 額 】

区 分	助成限度額（年度間）	
	非課税世帯	課税世帯
要支援1・2、要介護1	18,000円	9,000円
要介護2・3	40,500円	20,250円
要介護4・5	67,500円	33,750円

※上記は、4月に申請した場合の助成限度額です。



③認知症の方への支援

位置情報検索システム（GPS）の利用補助

内 容	居場所の確認ができる、位置情報検索システム（GPS）の利用に関わる初期登録料（6,380円）の補助を行います。
対 象 者	認知症により徘徊行動がみられる要介護・要支援認定者などを介護しているご家族
利 用 料	1月あたり638円（事業者へ直接支払い）
問合せ先	地域包括支援センターあおぞら

【GPS端末紹介】



ご希望の方はGPS端末を中敷き内にいれて携帯することができる、専用の靴のご紹介をしています。



①マジックテープタイプ
料金：7,800円（税抜）



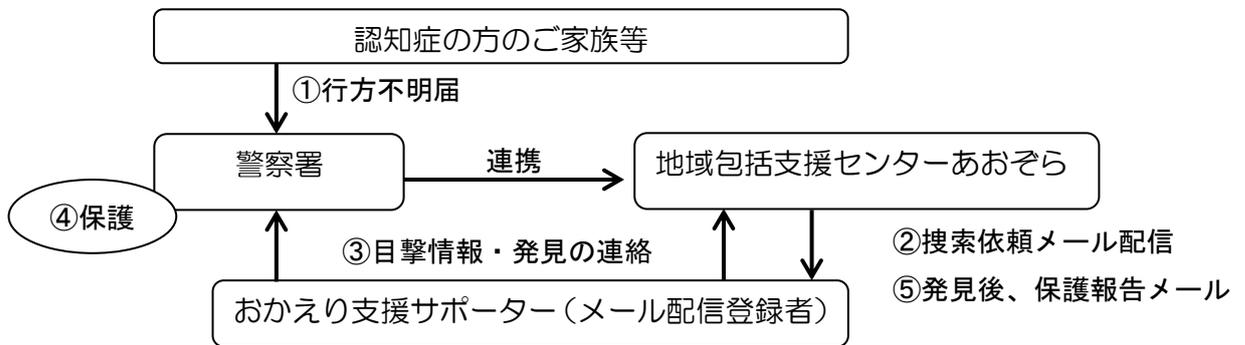
②紐靴タイプ
料金：9,800円（税抜）



※送料は別途発生いたします。

おかえりネット（認知症徘徊高齢者等SOSネットワーク事業）

内 容	徘徊行動により行方不明となった場合に、その方の服装や体格などの身体的特徴を、おかえり支援サポーター（メール配信登録者）にメール配信し、捜索や目撃情報の提供等の協力をお願いするネットワークです。 ご家族より西枇杷島警察に行方不明届を出された対象者の情報をおかえり支援サポーターにメール配信を行います。 ※名前・住所等の個人情報の公表は致しません。
事前登録申請について	認知症による徘徊のおそれがある方の氏名や顔写真等を地域包括支援センターに事前登録していただくと、徘徊時の支援をすみやかに行うことができます。登録を希望される方は本人の顔写真と申請者の印鑑を持参のうえ申請してください。
問合せ先	地域包括支援センターあおぞら



※メール配信は午後10時～午前6時の時間帯は行いません

認知症高齢者等個人賠償責任保険

内 容	認知症の方やご家族が安心して生活できることを目的に、認知症の方が日常生活で他人にケガを負わせる、他人の財産を壊すなどにより、損害賠償責任を負った場合に備え、おかえりネット事前登録者で希望する方に対し、町が個人賠償責任保険に加入します。
保険の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って線路に入り電車等を止めてしまい、鉄道会社から振替輸送費用などを請求された ・徘徊時に他人にケガをさせてしまった ・日常生活における事故で他人の物を壊してしまった などに対し1億円を上限に補償します。また、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、保険会社が対象者に代わって示談交渉も行います。
事前登録申請について	認知症による徘徊のおそれがある方の氏名や顔写真等を地域包括支援センターに事前登録していただくと、徘徊時の支援をすみやかに行うことができます。登録を希望される方は本人の顔写真と申請者の印鑑を持参のうえ申請してください。
問合せ先	地域包括支援センターあおぞら

認知症初期集中支援チームによる支援

概要	認知症初期集中支援チーム（認知症サポート医、看護師等）が、認知症に関する心配がある方やご家族と面接し、適切な医療や介護サービス利用ができるよう支援します。
対象者	在宅で生活している認知症又は認知症が疑われる方で以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の診断を受けていない人や治療を中断している方 ・適切な医療サービスや介護サービスを受けていない方 ・医療や介護サービスを利用しているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、家族や関係者が対応に悩んでいる。
支援内容	<p>① 認知症初期集中支援チームによる訪問 自宅を訪問し、認知症状や健康状態の確認をします</p> <p>② 支援の実施 専門的な医療機関等への受診勧奨、必要な介護サービスの利用の紹介、介護者へ認知症の症状に合わせた生活や介護についての助言、かかりつけ医との連携等</p>
問合せ先	地域包括支援センターあおぞら



オレンジカフェ

内容	認知症の人やご家族、地域住民のみなさんが自由に参加して交流できる場です。また、介護に関わる専門職も参加していますので、認知症や介護等に関する相談が気軽にできます。
開催日時・場所	月に1回、社会福祉協議会で開催しています。日程は広報をご覧ください。
問合せ先	社会福祉協議会

④要介護・要支援認定者以外で援助が必要な方が利用できるサービス

ホームヘルプサービス

内容	自宅にヘルパーを派遣し、調理、洗濯や清掃など家事に関する援助を行います。
対象者	要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の一人暮らしの方や高齢者世帯など傷病のため一時的に援助が必要な方
利用料	生活援助 所要時間 <ul style="list-style-type: none"> ・20分以上45分未満 210円 ・45分以上1時間10分未満 259円
問合せ先	保険課介護グループ

短期入所生活介護サービス

内 容	介護者などに急を要する事態が生じ、自宅での生活が困難となった場合に、一時的に特別養護老人ホームに短期入所をすることができます。
対 象 者	要介護・要支援認定者以外の一時的に家庭で生活することが困難な65歳以上の方
利 用 料	【例：あいせの里の場合】 1日あたり3,241円 (施設利用料911円+居住費855円+食事代1,445円+電気代30円) ※その他、送迎を利用する場合は、片道184円の送迎代が必要です。
問合せ先	保険課介護グループ

⑤ 社会福祉協議会が実施しているサービス

大掃除サービス

内 容	自宅の居間、台所、浴槽、洗面所、トイレなどの大掃除を業者に委託した場合の費用を助成します。
対 象 者	社会福祉協議会会員世帯のうち、要介護・要支援認定者や障がいのある方で、自力で大掃除が困難な方
利 用 料	1,800円
助成限度額	16,200円
利用回数	年1回
問合せ先	社会福祉協議会

福祉車両貸出サービス

内 容	車椅子を使用されている方の移動手段のため、車椅子対応の車両を無料で貸し出します。貸出期間は、原則3日間で、運転手を確保できることが条件です。※予約が必要ですので、1週間前までに申請してください。
対 象 者	社会福祉協議会 会員世帯（社協会費500円を支払っている世帯）
利 用 料	無料（燃料費、通行料などは自己負担）
問合せ先	社会福祉協議会



通院送迎サービス

内 容	社会福祉協議会から半径 1.5 km以上、5km未満の医療機関への送迎を行います。 ※予約が必要ですので、1週間前までに申請してください。
対 象 者	社会福祉協議会の賛助会員（1口2,000円）を2口以上支払っている世帯のうち、要介護・要支援認定者や障がいのある方で、医療機関に自力で行くことが困難な方
利 用 料	無料
利用回数	年12回
利用時間	午前8時45分～午後4時30分（送りは午後4時00分まで）
問合せ先	社会福祉協議会

⑥町内のお店が実施しているサービス

高齢者の方に便利な町内の商店等のサービスをご紹介します



【食品・日用品の宅配サービス】

店名	内容	対象者	配達料金	連絡先
大安商店	お米、飲み物、野菜等の配達。 宅急便の集荷。	町内在住者	無料	0568-28-0120 又は 090-5038-6936 【受付時間】 午前9時～午後6時

【その他の配達】

店名	内容	対象者	配達料金	連絡先
新栄薬局	紙おむつ、介護用品、医薬品など	町内在住者	無料	0568-28-3368 【受付時間】 午前9時～午後6時
小塚石油	灯油の配達 ※ストーブの灯油 タンクに給油は できません	店舗まで 出かける ことが困難 な方	18 リットル 缶に対して、 1 缶あたり 130円	0568-28-0160 【受付時間】 午前9時～午後6時



⑦シルバー人材センターが実施しているサービス

名称	内容	対象者	利用料金	連絡先
低額有償 家事援助 サービス あいあい	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出し ・電球取り換え ・裁縫 ・布団干し ・部屋の掃除 (簡易な掃除) ・話し相手など 	要介護認定を 受けていない 65歳以上の 高齢者世帯の方	30分以内 1回 300円	豊場字神戸 188 ☎0568-28-6322 【受付時間】 午前8時30分～ 午後5時15分 ※土日祝日除く



⑧成年後見制度の相談について

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が十分ではない方の判断能力を補い、権利や財産を保護し、本人や家族が安心して生活できるように支援する制度です。

豊山町成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立ては本来「本人、配偶者、四親等以内の親族など」が行いますが、何らかの理由により本人、親族などによる申し立てができない場合に町長が代わって申し立てを行うことができます。

対象者

本人の判断能力、申立人の有無、本人の生活状況並びに資産及び収入の状況などを考察し、利用支援会議によって申し立てが適当と判断された方。

問合せ先

地域包括支援センターあおぞら

⑨高齢者の総合相談窓口

窓口	相談内容の例
地域包括支援センター あおぞら	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や介護について ・介護サービスの利用について ・医療機関の受診について ・在宅医療について ・高齢者虐待、消費者被害について 等、さまざまな相談を受け、情報提供や支援を行っています

⑩ 問合せ先情報

部署名	所在地	電話番号
保険課 介護グループ	豊場字新栄 260	0568- 28-0100
地域包括支援 センター あおぞら	豊場字新栄 260	0568- 28-0932
社会福祉協議会	豊場字諏訪 270	0568- 29-0002